

1 第2節 循環型社会の構築

2 1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

4 【現況と課題】

5 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成する
6 ことを目指した循環型社会形成推進基本法が2000年に制定され、本県においても、県民
7 や事業者、行政により廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組をが進められてきたところ
8 です。

9 また、国は2018年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会の
10 形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等に引き続き取り組むとともに、環境、
11 経済、社会的側面を統合的に向上させていくことが必要としており、今後、3Rの推進な
12 ど国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を実行していくこととして
13 います。

14 こうした状況の中、本県の廃棄物の現況を2016年度の統計数値でみると、一般廃棄物の
15 ごみの総排出量は209万トンとなっています。一人一日当たりの排出量は933gで、全国
16 平均の942gとほぼ同様の水準となっており、2006年度以降は減少傾向で推移していますが、
17 2010年度以降は減少幅が縮小傾向にあります。また、市町村による資源化と住民団体
18 による集団回収を合わせたリサイクル率は22.7%で、全国平均の20.4%と比較すると高
19 い水準ですが、近年横ばいで推移している状況です。

20 一方、産業廃棄物の排出量は、1,970万トンであり、減量化や再生利用を除いた最終処
21 分量は28万トンとなっています。2012年度以降、排出量は減少傾向にあります。高度
22 経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでいることから、今後、
23 施設更新による産業廃棄物等の排出量の増加が懸念されます。

24 こうした中、最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にあり、最終処分場の残余
25 容量が不足することが懸念されるため、廃棄物の減量化や再資源化を進め、最終処分量を
26 減らす必要があります。さらにまた、近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態
27 系への悪影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。ることから、プラス
28 チックごみの発生抑制に取り組む必要があります。

29 こうしたことから、今後も、県民・事業者・行政などの各主体が3R、特に環境への負
30 荷を低減する効果の高い2R（リデュース、リユース）を重点的に推進することにより、
31 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に取り組み、循環型社会を構築していく必要が
32 あります。

33 このため、今後も、県や市町村が自主的かつ積極的に、そして連携して3Rを推進して
34 いくことが重要であり、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース・リユ
35 ース）を重点的に推進し、県民や事業者の意識改革や実践活動を更に進めていくことが夫
36 切です。

38 【目指す環境の姿】

39 全ての県民が、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用のための具体的行動に取り組んで
40 います。

1 【主な取組】

2 (1) 資源循環3Rを推進するライフスタイルの普及

3 ■ 3R推進の普及啓発

4 3Rに対する県民の意識を高めるため、「3R推進月間」である10月を中心に市
5 町村と協力して啓発活動を実施するとともに、普及促進に係るイベントを開催し、
6 広く県民に呼びかけていきます。また、普及啓発に当たっては、特に環境への負荷
7 を低減する効果の高い2Rを重点的に推進します。

8 ■ちばエコスタイルの推進

9 「ちばエコスタイル」は、2Rを重点的に推進し、これまでの大量消費型から循
10 環型へ、ライフスタイルの転換を目指す取組です。

11 「ちばエコスタイル」の実施によって、食べられるにも関わらず捨てられている
12 食品廃棄物の削減や、レジ袋や紙コップなどの使い捨て容器包装の減量化を促進し
13 ます。

14 ■各種リサイクル法等の普及啓発

15 容器包装や家電のリサイクルについて、消費者に対する普及啓発を行い、県民自
16 らが資源循環を推進する意識の醸成を図ります。

17 ■プラスチックごみの削減

18 プラスチックによる海洋汚染を低減するため、国の動向を踏まえながら、本県に
19 おいても、使い捨てプラスチック容器の使用削減やポイ捨てを防止するための普及
20 啓発、海岸清掃活動の活性化等に取り組みます。

21 ■環境学習による取組

22 資源循環を含めた多様な環境学習の機会の提供、環境学習の場の活用、指導者の
23 育成に取り組むなど、環境学習を通じて資源循環の普及促進を図ります。

25 (2) 資源循環3Rの推進に向けた基盤づくり

26 ■一般廃棄物の減量化・資源化促進

27 一般廃棄物の減量化・資源化を促進するための具体的な施策を検討し、一般廃棄
28 物処理の事務を担う市町村に対し情報提供を行うことにより、減量化・資源化を促
29 進します。

30 ■事業系一般廃棄物の削減促進

31 ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物について、排出実態等の調査を進めると
32 ともに、市町村に対し先進事例などの情報提供を行うことにより、市町村と連携を
33 図りながら、排出抑制や資源化を促進します。

34 ■溶融スラグ等再生品の利用促進

35 ごみの再資源化や最終処分量の削減に有効である溶融スラグ等再生資材につい
36 て、公共工事等による積極的な利用を図ります。

1 **■リサイクルの推進**

2 廃棄物を多量に排出する事業者に対して、発生抑制や再資源化に努めるよう指導
3 を徹底するとともに、廃棄物処理業者等に対して、リサイクルに関する先進的な技
4 術の普及促進に取り組みます。

5 また、事業者建設リサイクル法や自動車リサイクル法等に基づく指導を徹底し、
6 リサイクルの推進を図ります。

7 さらに、リサイクル製品の認定制度導入により、リサイクル製品の利用促進を図
8 ります。

9 **■バイオマス利活用の拡大**

10 県内に豊富に存在している家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイ
11 オマスを有効活用するため、「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、活用に必
12 要な基盤の整備や原料利用の拡大（入口対策）、製品の利用促進（出口対策）、活用
13 に係る調査研究及び普及、活用推進計画の推進体制の整備を柱に、食品廃棄物の飼
14 料化の推進や、木質バイオマスの利用拡大の推進などを図ります。

15 **■循環産業の振興方策の検討**

16 関連団体と連携し、排出事業者と先進的なリサイクル技術を有する処理業者との
17 マッチングセミナーを実施するほか、循環産業の振興方策について検討します。

18 **■資源循環に取り組む事業者の表彰**

19 資源循環に取り組む事業者が正当に評価されるよう、表彰などを通じて県民にそ
20 の取組を公表することにより、事業者の取組に対する意識を高めていきます。

21
22 **【関連する個別計画】**

23 ○千葉県廃棄物処理計画（2016年3月策定）

24 廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定め
25 る計画です。

26
27 **【計画の進捗を表す指標】**